



議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467(23)3000 内線 2446 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… [鎌倉市議会](#)

メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

平成30年9月定例会（9月5日～9月28日）

平成29年度一般会計および6特別会計決算を認定

●定例会の概要

- ・9月定例会では19名の議員が一般質問を行いました。
- ・市長提出議案として、条例関係議案7件、補正予算議案2件、その他議案8件を可決、平成29年度一般会計ほか6特別会計決算を認定したほか、議案第42号「つながる鎌倉条例の制定について」を閉会中継続審査としました。
- ・議員提出議案として、「鎌倉市『平和都市宣言』60周年を迎えての決議」および「クジラの赤ちゃんからのメッセージを受けとめSDGsの目標を反映させる取り組みを求める決議」を可決しました。
- ・陳情1件を採択、1件を不採択としました。

●定例会の主な動き

本会議（9/5～11）……………	一般質問、議案上程、採決（2・4面）
各常任委員会（9/11～18、28）……	議案・陳情審査等（3面）
決算特別委員会（9/19～26）……	決算認定議案審査（3面）
本会議（9/28）……………	委員長報告、議案上程、採決（4面）

「定例会」以外の議会の活動をご紹介します

議会の活動は、原則として、2月、6月、9月、12月の年4回開催される「定例会」の期間に行われます。それ以外の期間（閉会中）にも、議会・委員会として、市の課題等への理解や議案等を審査するために必要な調査研究活動、情報収集活動、市民の皆さまのご意見をお聴きし、市政に反映させる政策立案活動などを行っています。

今回はその中から、主な取り組みをご紹介します。

閉会中 継続審査

定例会の期間以外にも、各常任委員会において継続して審査を行うべき案件については、必要に応じて委員会を開催し調査や協議を行っています。（閉会中継続審査）
一例として、総務常任委員会では、「市民にとっての市役所機能のあり方について及び移転先の整備、現在地の跡地利用について」を、閉会中継続審査として、所管事務調査(*)を行っています。

議会 報告会

定例会での審査内容について市民の皆さまに報告し、また市民の皆さまのご意見を伺うため、「議会報告会・意見聴取会」を定期的に開催しています。今年度は5月12日、13日に「市役所のあり方について」をテーマに実施しました。

行政 視察

各常任委員会において、**先進地の視察**を行うことで、委員会としての政策提案や議論を深めていくことを目的に、「委員派遣」として行政視察を実施しています。
今後、平成30(2018)年10月以降に実施する各常任委員会の行政視察については、各委員が作成する視察報告書を、鎌倉市議会ホームページにて公開します。
また必要に応じて、全議員が対象の研修や視察を「議員派遣」として実施しています。今年度は8月8日に、埼玉県にある生ごみ減容化施設の見学等、廃棄物処理に係る視察を実施しました。
一方で、他の市町村議会等が鎌倉市議会に行政視察に来ることがあります。議会基本条例などの政策法務や開かれた議会に関する取り組みについて説明するほか、活発な意見交換を行っています。



〈廃棄物処理に係る視察の様子〉

議員研修会

市政の課題に関する専門的知識の習得等を目的に、「議員研修会」を、年に3回、実施しています。直近の研修会は、今年度8月22日に次のとおり実施しました。

次回の
予定

テーマ
「二元代表制を災害から守る
ために - 議会の防災対応 -」

日時 平成30(2018)年
11月21日(水) 14時～16時
場所 市役所本庁舎2階 議会全員協議会室
講師 滋賀県大津市議会局長
清水 克士氏

市民の皆さまも聴講可能です。議会事務局（上記電話番号）へお申し込みください。（先着順）

研修の
概要

テーマ 「議員のコンプライアンスについて」
講師 元全国都道府県議会議長会議事務調査部長 内田 一夫氏

- ・議会は市長の事務執行に許可を与える最終意思決定機関である。住民に対し、決定過程・結果・事後経過を説明する責任がある。
- ・議員の発言は**住民の意見を代弁**するものである。住民の負託を受けて活動していることを念頭に活動する必要がある。
- ・**政務活動費は、住民福祉の増進**を図るために必要な経費であり、その観点から有用性が判断されるべきである。用途が適正であることを、議員自らが説明する責任がある。

過去の
テーマ

- 「地方議会・議員の役割をめぐる現状と課題 - 期待される機能発揮を目指して -」
- 「地域で子どもを育てる - 公の支援・コミュニティの役割は -」
- 「多様性のある社会づくりに向けて」
- 「都市自治体の文化芸術ガバナンス - 官民協働の文化政策から少子高齢化の日本を考える -」 他

政務活動

上記の他、議員個人または会派ごとに、政務活動費制度等を活用した調査研究・研修・広聴・広報・地域活動など、市民全体の福祉の向上を目指し、さまざまな活動を行っています。

*所管事務調査とは…常任委員会は、その部門に属する事務に関して調査を行う権限を持っています。所管事務調査は市から提案された予算案や条例案などの議案を審査するのとは違い、常任委員会が自主的にテーマを設定し、調査を行うものです。